



Vol.188

# トクちゃん新聞

10月号

お出かけによい  
季節ですね～



令和5年10月19日発行

株式会社繁盛会計  
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)

## ◆関西ダービー？

徳野



いずれも独走して早々にリーグ優勝を決めた**パファローズ**と**タイガース**。クライマックスシリーズも無事に勝ち抜けますと、**京セラドーム**と**甲子園**で**日本シリーズ**が行われることとなります。11月23日には、御堂筋と三宮で「優勝パレード」も企画されているとのこと。両球団が無事に日本シリーズへと進出することをお祈り申し上げます。

関西ダービーが実現すると、その**経済効果は1,449億円**との試算結果もあるそうです。政財界ではその勢いで2025年の大阪万博成功へとつなげていきたいとの期待も大きいようですが、さてどうなりますでしょうか。

とうとう、始まりましたねインボイス制度。10月に入ってから毎日、より**具体的なご質問を頂戴**しています。適宜「**事務所からのお知らせ**」に**アップ**していますので、ご確認していただければ幸いです。

インボイス制度



10月に入ってから私が飲食店等でもらった**領収書の大半は、必要な情報が入ってない**ですね。懇意にしているお店で「番号入れてないの？」とお尋ねすると「え？領収書に書かなアカンの？」「**番号登録さえしたらいいん tochやうの？**」と逆質問。まだしばらく、混乱は続きそうです。

## ◆高速道路利用のインボイス対応 ETCクレジットカード利用の場合

廣島



令和5年10月1日からインボイス制度が開始され、お取引の際の疑問が日々発生しますし、現場での困惑が感じられるようになりました。事務負担が確実に増える中で、少しでも、気が楽になるお知らせが国税庁からありました。

高速道路をETCクレジットカードで利用した場合、料金所でインボイスを受け取る機会がないため、後日ETC利用照会サービス等から利用証明書(インボイス)をダウンロードし保存する必要があります。利用頻度が多い場合、利用証明書保存の事務負担も重くなります。この事務負担に配慮し、以下の取り扱いでもよい、と国税庁HPの「お問合せの多いご質問」で示されました。

カードの種類	保存するインボイス
クレジットカード会社が発行するETCクレジットカード	カード会社の「クレジットカード利用明細書」 <b>+ 高速道路会社等 ごと1回分の「利用証明書」</b>
ETCパーソナルカード	ETCパーソナルカード事務局から送付される請求書
ETCコーポレートカード	高速道路会社等から送付される請求書

※協同組合発行のETCクレジットカードの場合は、組合がカード利用明細書と利用証明書を保存し、組合員は組合が発行する精算書等を保存すればよいようです。

五里霧中・試行錯誤といったインボイス対応の日々ですが、めげずに頑張りましょう～☆

利用した全ての「利用証明書」を保存せず、任意の1回分のみでOKに！

## ◆「丸善リサーチ」について

数内



さる10月2日に「丸善リサーチ」という会計税務専門書籍のサブスクリプションサービスがリリースされました。出版社12社と提携されており、月額利用料を支払うことで数百冊の書籍が閲覧できるサービスとなっています。

※現在、「2023.11.30」まで無料トライアル期間が設けられています。

サービス内容ですが、収録されている書籍の閲覧や印刷、スマホでの利用はもちろんのこと、**キーワード検索・メモ機能・書籍本文のコピー&ペースト・マイページ上で書籍のリスト化**など、少しの期間しか触れていませんが、使い勝手はかなりよいように感じます。特に、検索機能は膨大な書籍数から必要な情報をピックアップするのに非常に有用な機能ではないでしょうか。

個人的には書籍は紙派なのですが、今回は電子ならではの長所を体感することができました。今後は、紙・電子それぞれの良い点を理解しつつ、うまく使い分けをしていきたいですね。



## ◆ 税務スケジュール(11月)

喜多



11月10日(金)

・10月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

確定申告・年末調整のご準備をお願いいたします。  
保険の控除証明書等が届き始めています。  
弊社より確定申告資料袋が届きましたら、  
そちらへ資料を入れてください。

11月30日(木)

- ・10月分 社会保険料の納付
- ・9月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・3月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・12月・3月・6月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告
- ・個人事業税の納付 第2期分
- ・所得税の予定納税 第2期分(振替納税)

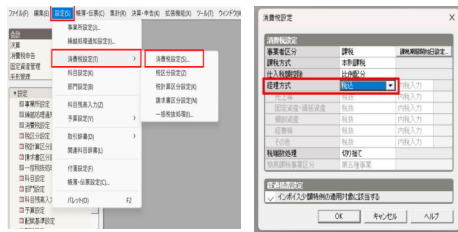
## ◆ 免税事業者がインボイス登録した場合の設定(弥生会計)

稲葉



10月に入ってインボイス制度の実際の運用が始まり、請求書の記載方法等の実務に直結したお問合せが増加しております。弥生会計の会計データ入力面においても、実際の運用が始まったことでシステム不具合が見つかりましたので、その内容及び解消の方法をお知らせいたします。

対象者は**期の途中まで免税事業者であったものの、インボイス登録したことにより10月から課税事業者**となる方々です。内容としては、消費税の経理方式を「**税抜**」としている場合に、**仮受・仮払消費税の総勘定元帳の内容と残高試算表の数字が一致しない**という不具合が生じています。



解消方法としては、左の図を参考頂き、**消費税設定の経理方式で「税込」**を選択頂ければ解消されます。

弊社が問合せたところ、弥生会計側も把握しておらずこれから不具合の修正を行うとのことです。インボイス制度が始まり会計ソフトのシステムにおいて不具合が発生することも考えられますので、なにかお困りごとがあった場合には弊社にお問合せくださいませ。

## ◆ 勉強の秋！

細川



「**自習室**」をご存知でしょうか？

税理士試験の勉強をしているのですが、勉強場所の確保は苦勞しています。自宅には誘惑が多いため勉強になりません。予備校に無料の自習室がありますが、時期によっては席を確保することが困難です。そういったときに活用できるのが都市部を中心に展開している**有料の「自習室」**です。



**自習室は月額1万円前後、1日だけであれば千円前後**で借りられるものが多いです。決して安くはないですが、静かですし、スターバックスやドトールのようなカフェで一日居座り続ける胆力がない私にとって、いくら居座っていても文句を言われぬという点で非常にありがたい居場所です。

さらに、自習室を利用される方はみなさんが何か目標をもって勉強している同志ですので、触発され集中力もあがるような気がします。

PC作業ができる自習室もありますので、移動の間の隙間時間や、出張先での仕事スペースの確保など活用できる場面は少なくないので、「座れる場所」を探す際の選択肢に入れていただいてもよいのではないのでしょうか？

## ◆ スタッフより

細川



実家から**お米**や**栗**が届きました。大阪に来てから「**精米機**」を見かける機会が減ったのですが、みなさんはどこで精米をしているのでしょうか？我が家では精米機を購入し週に2回程度精米をしています。

実家から届く栗はおそらく「**中山栗**」です。地元の人たちは「**日本三大栗**」の一つだと主張しています。

栗が名産のため毎年「**栗まつり**」を開催しています。今年は鳥羽一郎さんにも来ていただいたようです。

届いた栗は渋皮煮にしました。食べたことがある人も少ないらしく、大阪移住10年近く今更カルチャーショックを受けています。



## ◆ クイズ

岩佐



**酒税法改正**からのクイズです。

①～③に入るのはどれでしょう。

2023年10月の酒税法改正に伴い①に関しては減税、②に関しては増税が行われます。③は据え置きです。

小売店における①が安く購入できる一方で、安さが魅力だった②は値上がりします。

※ビール 70円から**63.35円**へ減税

※第三のビール **37.8円**から**46.99円**へ増税 (1缶350ml)

鍋の季節になるとビールは欠かせませんね。家計への影響を鑑みてお酒と上手に付き合ってくださいませ！

(答)

①ビール ②第三のビール ③発泡酒

